

建設業者監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	望月砂利興業株式会社	代表者氏名	代表取締役 望月 秀宏
主たる営業所の所在地	富士市横割4-3-24		
許可番号	静岡県知事許可（般-2） 第006499号	許可を受けている 建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和4年11月11日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号		
処分の内容 建設業法第29条第1項第2号の規定に基づく許可取消し (土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可)			
処分の原因となった事実	欠格要件該当 望月砂利興業（株）の取締役になされた者が、刑法第208条（暴行）の罪により、令和3年2月23日に富士簡易裁判所から罰金7万円の刑を受け、同日、その刑が確定した。 このことが、建設業法第8条第12号（役員等のうちに、同条第8号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当し、同法第29条第1項第2号に該当する。		
その他参考となる事項			